

◎新潟県告示第719号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年6月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原町2丁目(4)地区	長岡市金沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土ヶ谷(4)地区	長岡市土ヶ谷、小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(9)地区	長岡市小貫、見附市栃窪町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原町2丁目地区	長岡市栃尾原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原町2丁目(2)地区	長岡市栃尾原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原町3丁目地区	長岡市栃尾原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原町2丁目(3)地区	長岡市栃尾原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原町2丁目(1)地区	長岡市栃尾原町、金沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原町1丁目(3)地区	長岡市栃尾原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉水地区	長岡市吉水、栃尾原、巻淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘地区	長岡市栃尾山田町、栄町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(2)地区	長岡市栃尾山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
緑ヶ丘(2)地区	長岡市栃尾山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(5)地区	長岡市小貫、栃尾山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾山田町(1)地区	長岡市栃尾山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(7)地区	長岡市小貫、栃尾山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾山田(1)地区	長岡市栃尾山田、小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾山田(2)地区	長岡市栃尾山田、栃尾町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田地区	長岡市栃尾山田町、栃尾町、栃尾新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾新町地区	長岡市栃尾新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

栃尾大町地区	長岡市栃尾大町、栃尾表町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫地区	長岡市小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(3)地区	長岡市小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(2)地区	長岡市小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(6)地区	長岡市小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(4)地区	長岡市小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(8)地区	長岡市小貫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小貫(15)地区	長岡市小貫、栃尾山田町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
京ヶ峰一丁目地区	糸魚川市京ヶ峰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
京ヶ峰二丁目地区	糸魚川市京ヶ峰	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平(4)地区	糸魚川市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)